

第 5 回
舍利寺小学校
学校跡地検討会議

令和 7 年 10 月 6 日
生野区役所

跡地の概要（所在地、用途地域等）

活用計画（素案） 6,7頁

所在地

大阪府大阪市生野区勝山南 4-15-25

土地所有者

大阪市

敷地面積

8476.09㎡

延べ面積

5986.39㎡

用途地域

第1種住居地域

防火地域

準防火地域

容積率

300%

建ぺい率

80%



 大阪シティバス 生野消防署前 南東へ約300m

 JR大阪環状線 桃谷駅 北西へ約2.2km

 地下鉄大阪市高速電気軌道 (Osaka Metro) 千日前線
北巽駅 東へ約2.1km

舍利寺地域は、地域内に舍利尊勝寺という歴史ある寺院があり、周辺は古くから寺院や神社を中心にした古いまちなみが残っている地域である。

小学校のすぐ北側に舍利寺中央公園、周辺地域には御勝山南公園、生野東公園、巽公園等の大きな公園が徒歩圏内にあり、緑が豊かな環境である。

主要な鉄道駅からは少し離れているが、バス停留所「大池橋」、「生野消防署前」までは徒歩約4分であり、バスの利用により天王寺駅や難波駅など主要鉄道駅へ容易にアクセスでき、近隣には商店や飲食店、スーパーも点在し、生活利便性も良い。

また、舍利寺地域では、まちづくり協議会を中心に様々な地域交流がなされている。ふれあい喫茶や親子サークル、高齢者食事サービス、百歳体操などのイベントが毎月開催されており、高齢者や子どもまで住みやすいまちづくりに取り組んでいる。また、年間行事としてお餅つきや納涼大会、クリスマス大会などの活力あふれる地域行事が進められている。

舍利寺中央公園の写真
(真田山公園事務所と調整中)

小学校のすぐ北にある舍利寺中央公園



地名の由来とされる舍利尊勝寺

『学校跡地を核としたまちづくり構想』の実現に向けた6つの基本的な考え方

1. 防災拠点としての機能を有することが大前提

避難所の運営や避難生活時に必要となる資機材の配備など、防災拠点機能を有することを前提に活用する。

2. 地域コミュニティ機能

現在学校を活用して行われている地域活動については、できる限り活動団体のニーズを踏まえた対応をする。

3. パブリックマインドと地域連携・地域貢献

パブリックマインドを有した事業者により、地域住民と緊密に連携し、地域貢献に資するような活用をする。

4. 持続可能な跡地運営のスキームの導入

事業者と地域との連携・協働のもと、民間のノウハウを活用した自律的で持続可能な運営の仕組みを導入する。

5. 跡地活用の「エリアへの波及力」の視点

跡地活用は、跡地単体だけではなく、周辺エリアも含めたまちづくりの視点を持った活用をしていく。

6. 学校跡地を核としたまちづくり構想の「学び」の視点

学びの場はまち全体にあると捉え、今すでにある生野区の産業や人材、文化などの強みを活かしながら「新しい学びのかたち（みんなの学校）」をつくりまち全体の再生に繋げるために、新しい「学び」の視点を持った活用をしていく。

前提とするもの

- 災害時には避難所として開放するとともに、地域の防災拠点の機能を有するもの
- パブリックマインドを持った活用とし、地域と緊密に連携し、地域貢献に資する地域コミュニティ機能を有するもの
- 基本的に跡地全体を一括して運営しつつ、かつ持続可能な運営となるもの

望まれるもの

- 人々に居場所と持ち場を提供できる地域包摂的視点を有するもの
- 周辺エリアの特徴・文化を活かした様々な学びの機会や雇用の場の創出へとつなげ、生野区ならではの教育・仕事・暮らしをまち全体で育てていく拠点となるもの
- 周辺エリアとのつながり・波及と地域活性化が見込めるもの


舍利寺小学校で望まれるもの

地域として望ましいとされるマインド

- まちぐるみで育む教育が実現できる場となるもの
- 学びや福祉、地域交流施設など、地域と共存共栄し、多文化・多世代交流の場となるもの

- 災害時に地域住民が安全に避難できるスペースとして、校舎および講堂は大阪市地域防災計画に定める災害時避難所に、運動場は同じく一時避難場所とすることを条件とする。
- 災害時に必要な避難スペースとして、現在の舍利寺小学校における受入可能人数である690人分の避難所スペースに必要な面積を試算したところ、講堂と校舎の17 教室相当分のスペースが必要とされる。
- 当該避難所開放スペースは、平常時は利活用可能だが、災害時には即時に開放ができるように、室内には可動式で収納可能な備品・物品のみの設置を可能とする。

該当スペース	避難所として活用するための条件
講堂	- 講堂（1階部分）は避難所として開放 - 校舎については、17教室以上を避難所として開放 - 避難所として活用するスペースについては、災害時に即時開放できるよう平常時は可動式で収納可能な備品・物品のみ設置可能 ※防災訓練時（年1～2回）も使用
校舎	
運動場	災害時の一時避難場所として使用 ※防災訓練時（年1～2回）も使用
理科室（北校舎1階）	地域災害対策本部として使用 ※防災訓練時（年1～2回）も使用
備蓄倉庫（北校舎2階）	災害時の備蓄物資の保管等のスペース ※平常時も使用

- 学校を活用して行われている盆踊り大会などの地域活動については、地域のニーズ・意向を踏まえ、舍利寺小学校跡地において継続して実施する。
- 本市が実施する学校体育施設開放事業および生涯学習ルーム事業は、閉校した令和3年度時点で一定整理が済んでいるため、令和7年時点で舍利寺小学校跡地にて実施されているものについては、引き続き舍利寺小学校跡地を実施場所とする。

事業名	開催時期	時間	開催場所
少年少女非行防止 夜間パトロール	6~9月の4日	19時~21時	グラウンド 図書室
舍利寺ふるさとまつり 納涼盆踊大会	9月下旬の3日間 (準備・当日・撤収)	12時~18時 9時~22時 9時~15時	グラウンド ミーティングルーム 図書室
なつやすみラジオ体操	7月下旬から8月 (夏休み期間中)	6時30分~7時30分	グラウンド
生野区全域 一斉パトロール	10月中旬~下旬	19時~21時	グラウンド 図書室
おもちつき (ぜんざい会)	1月	8時~13時	グラウンド
防災活動	2月	12時~16時	講堂
防災勉強会	毎月第2水曜日	19時~21時	図書室

学校体育施設開放事業ーグラウンド

閉校時点で整理、R7確認

団体名	開催時期
ゲートボール※	第1,2,4土曜日 8:00-12:00/第2日曜日8:00-12:00
女子ソフトボール	毎週土曜日 13:30-17:00
青空子ども会※ (ソフトボール)	第2,3土曜日8:00-12:00 /日曜日・祝日8:00-17:00

※舍利寺ゲートボールと青空子ども会が重複する時間帯はグラウンドを分けて利用

学校体育施設開放事業—講堂

閉校時点で整理、R7確認

団体名	開催時期
ミニバスOBクラブ	毎週月,火,金曜日 16:30-18:00/毎週土曜日 8:30-18:00 ※金曜は舍利寺ジュニアバレーと調整のうえ利用
空手道練友会	毎週月曜日 18:00-20:30
女子バレー	毎週火曜日 19:00-21:30/第2,4土曜日 19:00-21:30 第1,3,5日曜日 13:30-17:00
男子地域バレーボール	第1,3,5日曜日 9:00-14:00/第2,4日曜日 9:00-16:00
ジュニアバレー	毎週金曜日 16:00-19:00 ※ミニバスOBクラブと適宜調整し時間枠貸与
社交ダンス教室	毎週木曜日 18:00-21:00
PTA卓球	毎週水曜日 19:30-21:00/毎週金曜日 19:30-21:00
スリーアイズ	第1,3,5土曜日 18:00-20:30

生涯学習ルーム

閉校時点で整理、R7確認

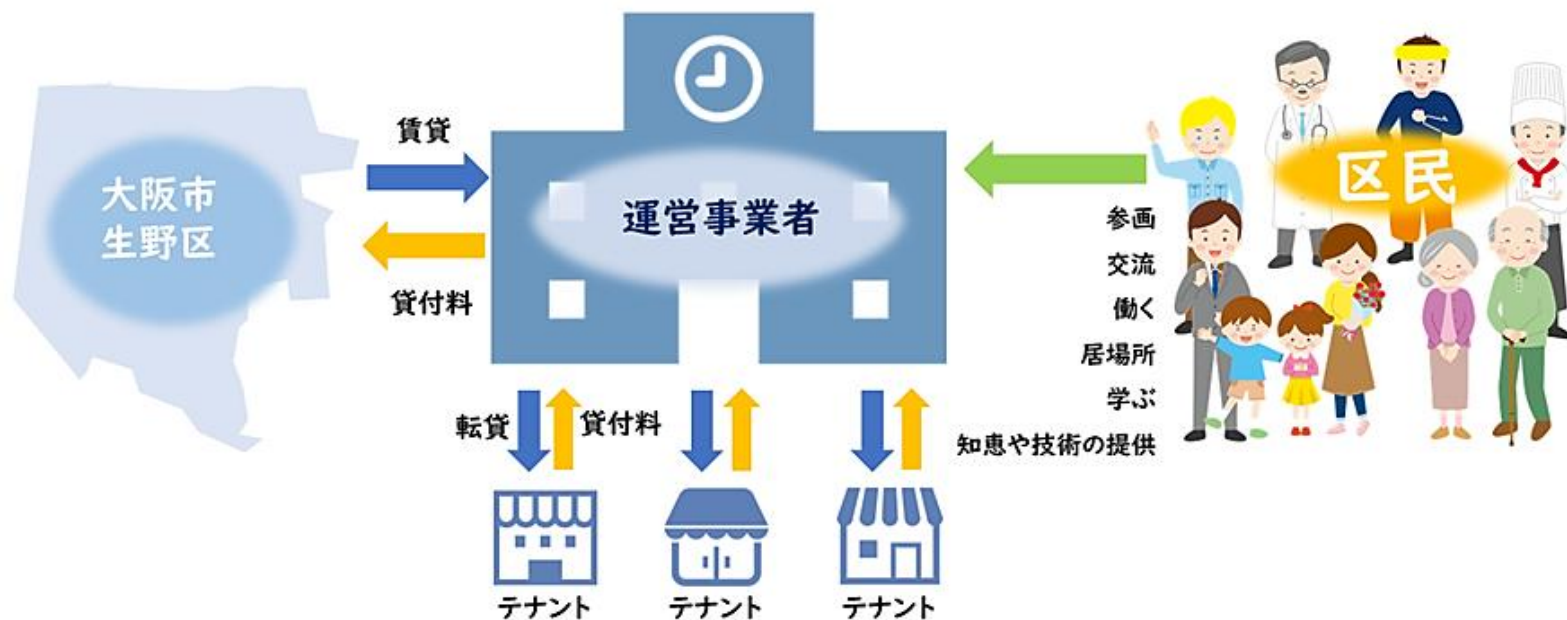
教室名	開催時期	開催場所
フラワーアレンジメント	第3水曜日 19:00-21:30 第3土曜日 9:30-12:00	ミーティングルーム1
英会話	第2,4土曜日 10:00-12:30	ミーティングルーム1
ヨガ	第1-4木曜日 18:30-21:00	ミーティングルーム2

投票所として講堂もしくは図書室から1か所、
従事者控室として1室使用することを条件

- 事業者は、投票日前日及び当日は講堂もしくは図書室のうち1か所を本市に提供するとともに、投票所として運営ができるようにすること。
- 投票日当日は、施設内でのイベント等は実施しないものとし、他者に貸し付け等していた場合は、事業者の負担においてキャンセル等の対応をするものとする。

- ひとつの事業者（法人もしくは法人グループ）が跡地全体を借り上げて運営する
- ただし、貸付の趣旨に相応しいものとして、事前に本市が承認した場合に限り、第三者への転貸を可能とする

小学校全体の企画・投資・マネジメント



【貸付方法】定期建物賃貸借契約（20年程度）を想定
※契約期間は、市場調査における事業者意向等を踏まえ検討

契約の内容について

- 契約における貸付条件として、避難所や地域活動の実施場所として無償で開放することを条件とする

転貸承認について

- 契約条項に、転貸の際は、あらかじめ書面による本市の承認が必要である旨を明記する
- 転貸の際には、転貸先の事業内容を確認し、小学校跡地活用の趣旨、目的に相応しい場合に限り必要最小限の範囲で承認することとし、活用要件に該当しない用途、業態への転貸を認めない

運営開始前に地域説明会を開催

運営開始までに、事業者主催の地域説明会を開催し、事業内容を説明する。

運営協議会の設置

事業者、地域、区役所による三者の運営協議会を設置し、活用要件や事業者からの提案内容に沿った運営が行われているか、また、防災や地域活動による利用について確認、協議する会議を年2回程度開催する。

活用状況のモニタリング

定期的に、区役所によるモニタリング調査を実施する。

モニタリング事項は、活用条件（例えば、避難所として速やかに開放できる状態にあるか、周辺住民の生活環境への配慮等）や提案内容の遵守状況を確認できる項目を設定。

実地調査

必要に応じて、区役所による施設内の立入調査を実施。

